

告示

埼玉県告示第百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ狭山A

埼玉県狭山市入間川千二十五

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五百九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五百九台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前七時三十分から翌午前零時三十分

（変更後）駐車場①から駐車場③ 午前七時三十分から翌午前零時三十分

駐車場⑥から駐車場⑧ 午前七時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 九か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和四年十月二十五日

ニ 届出年月日

令和四年二月二十四日

二 縦覧期間

令和四年三月八日から令和四年七月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年三月八日から令和四年七月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課